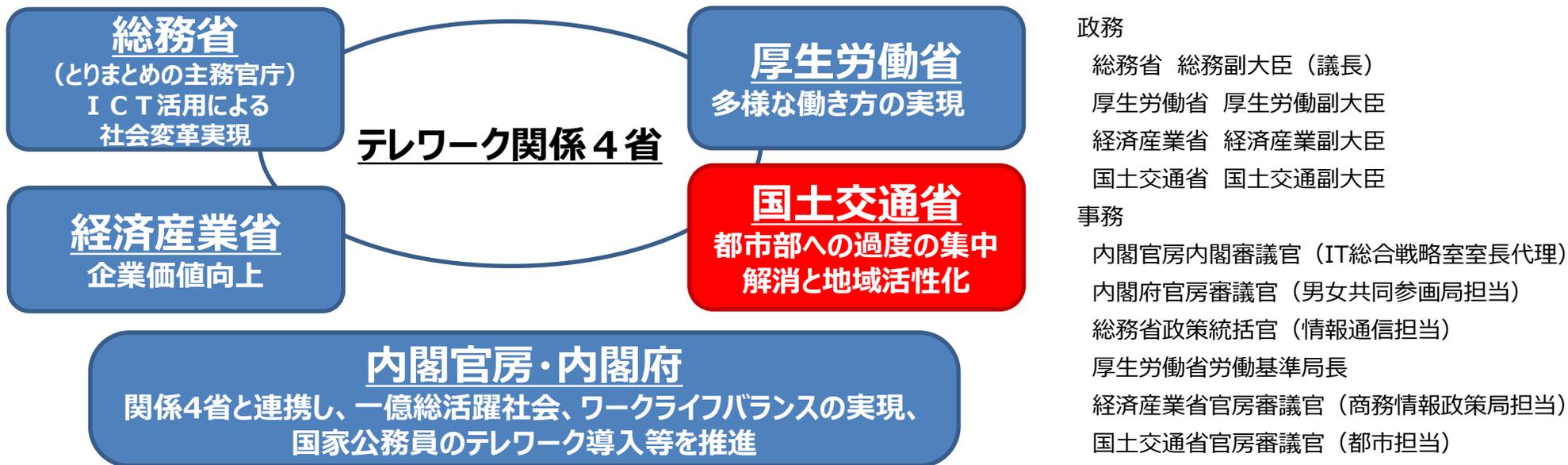


## テレワークの推進体制

内閣官房長官指示により、テレワークに関する府省連携を強化するため、「関係府省連絡会議を開催」し、テレワーク推進に向けた各府省の取組の共有や連携施策の検討・推進を実施。

**国土交通省**は、都市部への人や機能の集中解消と地域の活性化の観点からテレワークの普及促進を図る。



### 政務

総務省 総務副大臣 (議長)  
厚生労働省 厚生労働副大臣  
経済産業省 経済産業副大臣  
国土交通省 国土交通副大臣

### 事務

内閣官房内閣審議官 (IT総合戦略室室長代理)  
内閣府官房審議官 (男女共同参画局担当)  
総務省政策統括官 (情報通信担当)  
厚生労働省労働基準局長  
経済産業省官房審議官 (商務情報政策局担当)  
国土交通省官房審議官 (都市担当)

## 政府KPI

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に定める政府目標【目標年次：R2】

- ① 企業のテレワーク導入割合 (総務省) 【企業導入割合：34.5%】
- ② 制度等に基づく雇用型テレワーカー割合 (国土交通省) 【制度等に基づく雇用型テレワーカー割合：15.4%】

## 制度等に基づく雇用型テレワーカー割合等の人口実態調査

- ・テレワークの普及促進を図るため、テレワーク人口やテレワーカーの地域性等を把握・公表。
- ・調査の実施・分析に必要な検討を行う、テレワーク人口実態検討会の開催運営。

## 10. 多様な働き方の実現

住みたい地域で豊かに暮らし、多様な働き方ができる社会の実現に資するテレワーク・サテライトオフィスの推進

### (1) テレワーク・サテライトオフィスの推進

- ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」の全国的な普及展開を更に推進するとともに、地域のサテライトオフィス環境等の活性化により都市部から地域への人の流れを促進し、働き方改革を加速

【予算】テレワーク普及展開推進事業 4億円（元年度 1.8億円）

サテライトオフィス環境整備については「地域IoT実装・共同利用総合支援施策」 9.8億円の内数（元年度 3.5億円の内数）

地方公務員の働き方改革・女性活躍の推進に向けた戦略的広報・情報発信 0.2億円（元年度 0.2億円）

- 地域や中小企業におけるテレワーク導入促進に向けて関係団体等と連携し「テレワークサポートデスク(仮称)」による普及展開
- 「テレワーク・デイズ」の実施による全国的な働き方改革の推進や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の交通混雑緩和に向けた集中的テレワーク実施の呼び掛け
- 専門家派遣、先進事例収集・表彰等を通じた普及啓発活動等
- 先駆的なテレワーク・サテライトオフィスのモデル構築のための調査研究
- 地域課題解決に資するテレワーク環境実現のためのサテライトオフィス整備等への支援

### テレワーク



※テレワーク:「t e l e =離れたところ」と「w o r k =働く」をあわせた造語

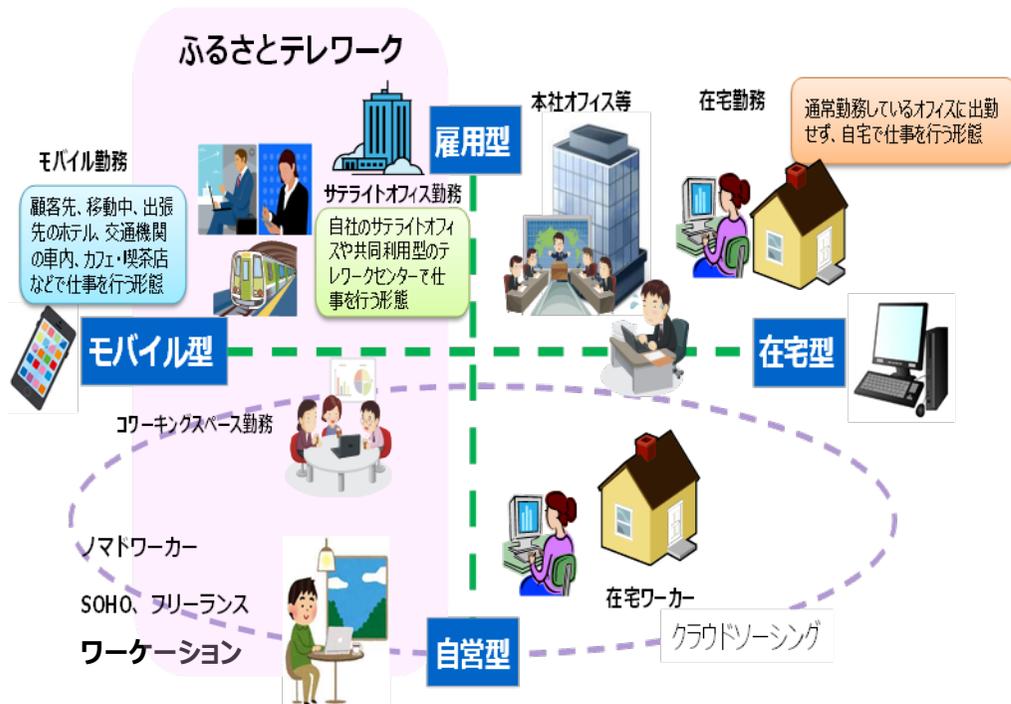


・ 語源は、Tele (遠い・離れて:ラテン語) とWork (働く・仕事)

○ テレワークは、「**IT (情報通信技術) を活用して、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方**」。就労形態の多様化や、国民の多様なニーズ、情報通信技術の進展などを背景に、働き方改革の重要な手段と政府で位置づけ、その普及を目指している。

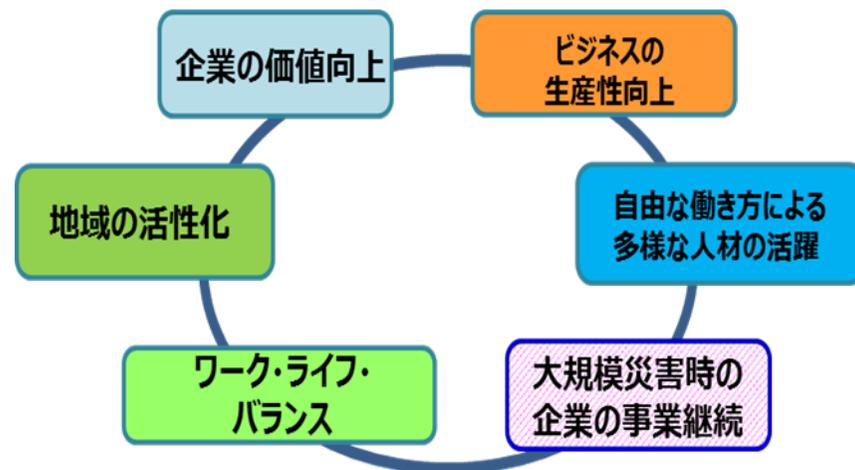
・ テレワークは、企業の価値向上、ビジネスの生産性向上、多様な人材の活躍、大規模災害時の事業継続、など、様々な用途に応じて、多様に活用が期待されている。

## テレワークの形態分類



## テレワークの可能性

- テレワークはそれ自体は働き方の一つの形態ですが、**企業の価値向上**や**仕事の生産性の向上**、**地域の活性化**、自由な働き方による**多様な人材の活躍**、**ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活との調和)**、大規模災害時の**企業の事業継続**など、様々な可能性が期待されている。



- テレワークを活用した働き方改革の全国展開及び東京2020大会の交通混雑緩和にも寄与するよう一斉にテレワーク実施を行う国民運動。
- 2020年東京大会前の本番テストとして、**7月22日(月)から9月6日(金)の約1ヶ月間**を「テレワーク・デイズ2019」を実施。7月24日がコア日。
- **2020TDM※推進プロジェクト(交通需要マネジメント)**、東京都のスムーズビズとも連携して実施。  
※TDM=Transportation Demand Management(交通需要マネジメント)
- 約1か月の期間中、**全国で3000団体、延べ60万人の参加が目標。**



## ● 世耕経済産業大臣

24日午前

- 大臣執務室から、テレワークを活用し、西日本豪雨災害3地域（広島県、岡山県、愛媛県）で被災者や被災企業への支援に対応中の経済産業省幹部職員（自動車移動中、県庁滞在中、地方局滞在中）から、被災の現状報告を聴取。大臣から引き続き対応を要請。同企業等への伴奏型の支援等を指示。



被災地から報告を受ける世耕大臣

## ■ 行政手続利便性向上に向けた中小企業と意見交換 (7月26日午前)

- テレワーク・デイズの機を捉えて、中小企業等による補助金申請手続きシステム化・簡素化し、企業側の生産性向上を実現するため、必要なインターフェース等について中小企業者と世耕大臣とで議論。



中小企業者と意見交換を行う世耕大臣

## ● 経済産業省職員

### ■ 組織全体でのテレワーク参加 (7月24~27日)

- 7月24日（火）と27日（金）の2日間をテレワーク推進日を位置づけ。緊急対応者を除く、4,000人以上の職員が参加。
- テレワークを通じた多様で柔軟な働き方を追求し、時間単位での実施も含め、職員の状況に応じて柔軟に取得を容認。

### ■ 地方出張を兼ねたテレワークの実施 (7月24~27日)

- テレワークデイズ期間中に、全国6県8地域※に出張中の本省職員33名が、地方部局、自治体運営のサテライトオフィス等を活用。テレワークを実施。
- 出張テレワーク中の職員が横浜市内で開催されたセミナーでリモートで挨拶を実施。

※6県8地域：北海道（北見市、斜里町、土幌町）、福島県（会津若松市）、石川県（加賀市）、和歌山県（白浜町）、福岡県（福岡市）、沖縄県（那覇市）



地方のサテライトオフィスでテレワークする職員（石川県加賀市）



東京の企業とリモートで意見交換する職員（北海道北見市）



経済産業省職員（北海道北見市、出張テレワーク中）がリモートで横浜市内のセミナーで挨拶

※1) 「テレワーク・デイズ2018」期間中の中央省庁全体での実施状況は、延べ人数 7,877人（本府省等：5,931人、地方機関等1,946人）

※2) 2018年度に中央省庁全体で9,868人（人日ベースでは42,988人）がテレワークを実施（うち、経産省2,650人。全体の約27%（人日ベースでは9,859人））。

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内(※1)である者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付

(※1)妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大20年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。

### ① 一般教育訓練に係る教育訓練給付金

- 支給要件：被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円)
- 対象訓練：雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練。医療・福祉関係、事務関係等幅広く指定されている。

### ② 特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(令和元年10月1日施行)

- 支給要件：一般教育訓練と同様。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の40%相当額(上限20万円)
- 対象訓練：雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するもの。

### ③ 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金

- 支給要件：被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の50%相当額(上限年間40万円)を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、資格取得等し、かつ、訓練修了後1年以内に、被保険者として雇用された者又は当該資格取得等が訓練修了後1年以内である被保険者として雇用されている者には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給
- 対象訓練：専門的・実践的であると認められる以下の訓練について指定

- ・ 業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程(期間は、原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間(法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む))
- ・ 専門学校等の職業実践専門課程等(キャリア形成促進プログラムを含む)(期間は、2年(キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満))
- ・ 専門職大学院(期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))
- ・ 職業実践力育成プログラム(期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内)
- ・ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程(原則時間が120時間以上かつ期間が2年以内)
- ・ 第四次産業革命スキル習得講座(時間が30時間以上かつ期間が2年以内)
- ・ 専門職大学等の課程(専門職大学・学科は4年、専門職短期大学・学科は3年以内)

(※2)③専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者であつて要件を満たす者には、基本手当の80%を訓練受講中に2箇月ごとに支給(教育訓練支援給付金。令和3年度までの暫定措置)。

(※3)③専門実践教育訓練には、上記の他、10年間における支給上限も設定されている。



## 趣旨

履修証明制度の実施状況、リカレント教育に対する社会的ニーズの高まり等を踏まえて、大学等における履修証明制度の最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直すこととし、所要の規定を改正するもの。

## 【参考】履修証明制度の概要

当該大学の在学生以外の者が大学において一定の学修を行った場合に、その履修の成果を証明する制度。修了者に対しては各大学が学校教育法に基づく履修証明書（Certificate）を交付することが可能（単位や学位が授与されるものではない）。平成19年の学校教育法改正により創設（学校教育法第105条及び同施行規則第164条）。

※大学には専門職大学、大学院、短期大学及び専門職短期大学が含まれる。また、第179条及び第189条の規定により、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校についてそれぞれ準用。

## 改正内容

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条第2項において、履修証明制度の総時間数の下限について「百二十時間」とあるのを「六十時間」に改める。

## 【参考】現行条文

## ○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

## ○ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

## 第三節 履修証明書が交付される特別の課程

第百六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第百五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 特別の課程の総時間数は、百二十時間以上とする。

3～7 略

## 施行期日

平成31年4月1日（施行の日以降に講習又は授業が開始される課程から適用）

# 学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正案【概要】

中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（以下、「答申」という。）においては、2040年を見すえた我が国の高等教育が目指すべき姿として、「学修者本位の教育への転換」を掲げ、各大学等における多様で柔軟な教育研究体制の構築を提言している。答申で提言された具体的な改革方策を踏まえ、学校教育法施行規則及び大学設置基準等の関係省令並びに関係告示について所要の改正を図る。

## 1. 学部等連係課程実施基本組織等

### 改正の趣旨

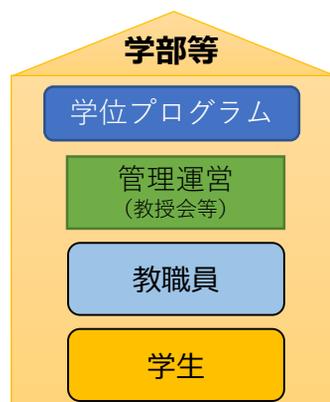
答申において、「大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう『学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム』を新たな類型として設置可能とする」と提言されたことを踏まえ、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正し、分野横断的な教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）等を制度上位置づける。

### 制度イメージ

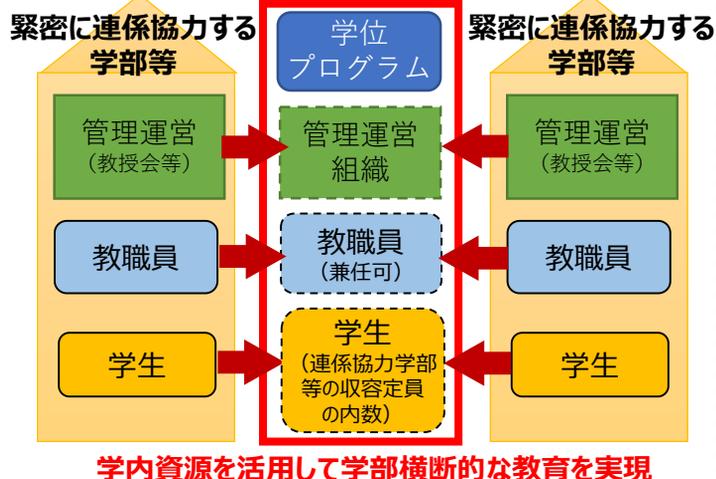
※学部段階(学部等連係課程実施基本組織)の例

#### 【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織＝  
教員が所属する組織＝  
学位プログラムの一対一の関係



#### 【学部等連係課程実施基本組織】



### 主な改正の内容

※短期大学設置基準及び大学院設置基準においても同旨規定

- ✓ 大学は、分野横断的な教育課程を実施する上で特に必要があり、教育研究に支障がないと認められる場合には、複数の既存学部等（以下「連係協力学部等」という。）との緊密な連係及び協力の下、それらが有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて学部等連係課程実施基本組織を置くことができるものとする。（大学設置基準第42条の3の2第1項関係）
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の専任教員は、類似する分野の学部等と同じ数を置くものとし、教育研究に支障が生じないと認められる場合には、連係協力学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。（同第2項及び別表第一備考12関係）
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の専任教員数、校舎面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれぞれ基準を満たすことをもって足りるものとする。（同第3項関係）
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該組織ごとに学則において定めるものとする。（同第4項関係）
- ✓ 設置する学部等連係課程実施基本組織等が学位の分野等の変更を伴わない場合の届出事項について、提出書類を軽減するとともに届出期間を短縮する。（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第3条第11項関係）

大学、大学院及び短期大学において、学生のニーズや社会の変化に柔軟かつ機動的に対応した学位プログラムの構築を促進

## 2. 履修証明プログラムへの単位授与、実務家教員の参画促進等

### 改正の趣旨

答申において、大学に多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進や、実務家の大学教育への参画の促進等が提言されたことを踏まえ、学校教育法施行規則及び大学設置基準等について所要の規定の整備を行う。

### 主な改正の内容

#### 【履修証明プログラムへの単位授与】

- ✓ 大学が開設する履修証明プログラムを履修する者（特別の課程履修生）に対し、大学の定めるところにより、プログラムそのものに係る単位授与を可能とする（大学設置基準第31条第2項～第4項※）
- ✓ 大学入学前の既修得単位の認定の対象として、入学前に履修証明プログラムの履修により修得した単位を追加（大学設置基準第30条第1項※）

※短期大学設置基準、専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準においても同旨規定

- ✓ 大学の学生が他の大学等で履修した履修証明プログラムに係る学修について、大学が教育上有益と認めるときは、単位授与を可能とする（平成3年文部省告示第68号第1号～第4号及び平成3年文部省告示第69号第1号～第4号関係）
- ✓ 履修証明プログラムについて大学等が公表すべき事項として、当該プログラムの「単位の授与の有無」及び「実施体制」を追加（学校教育法施行規則第164条第5項関係）



履修証明プログラムにおける学修を学位取得に接続させるとともに、社会的認知・評価の向上を図ることにより、リカレント教育を促進

\* 本資料中、「他の大学等」には専門課程を置く専修学校と高等専門学校を含む。

#### 【学修証明書の交付】

- ✓ 大学の正規の学位課程のうち、一定のまとまりのある一部（「体系的に開設された授業科目の単位」）を修得した学生又は科目等履修生に対し、その事実を証する学修証明書を交付することができる旨を規定（学校教育法施行規則第163条の2関係）



社会人の学び直しニーズが多様化するなか、正規の学位課程におけるユニット的・モジュール的な学修に対する社会的評価の向上を図る

#### 【実務家教員の大学教育への参画促進】

- ✓ 専攻分野における概ね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員（実務家教員）を大学に置く場合であって、当該教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合には、当該教員が教育課程の編成に責任を担うこととするよう大学が努めるべきことを規定（大学設置基準第10条の2関係）



大学が社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促進

## 3. 施行期日

公布の日（令和元年8月13日）

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「**職業実践力育成プログラム**」(BP)として文部科学大臣が認定(令和元年5月現在で261課程を認定)

<目的>プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大  
【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の下記課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている
 

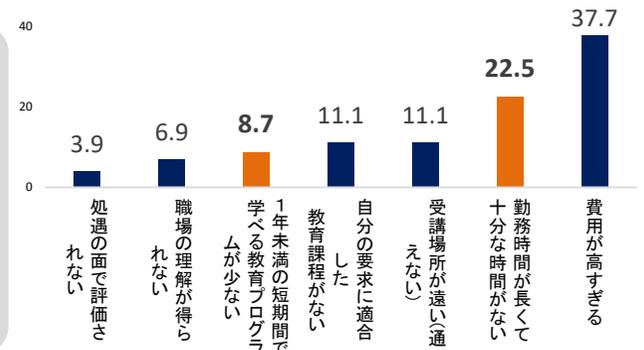
- ①実務家教員や実務家による授業      ②双方向若しくは多方向に行われる討論  
(専攻分野における概ね5年以上の実務経験) (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)
  - ③実地での体験活動      ④企業等と連携した授業  
(インターンシップ、留学や現地調査等) (企業等とのフィールドワーク等)
- 受講者の成績評価を実施      ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)



今後、リカレント教育を一層推進していくためには、受講しやすい環境を整備することが必要であり、**短期間で修了できるプログラムのニーズが高い**

**履修証明制度(※)について、最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直し、より短時間のプログラムについてもBP認定の対象に**

**社会人の多様なニーズに応えるリカレントプログラムの推進**



※主に社会人を対象とする正規の課程以外の教育プログラムのうち、一定の要件を満たすもの(履修証明プログラム)について、修了者に対して、学校教育法に基づく「履修証明書」を交付できる制度

出典: 社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究 (平成27年度イノベーション・デザイン&テクノロジー株式会社<文部科学省・先進的大学改革推進委託事業>)

- 人生100年時代においては、これまでの単線型の人生を全員が一斉に送るのではなく、個人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身につけることが重要。また、技術革新が進む中で、生涯を通じた学び直しを行うことが必要。
- 現状では、労働者の様々なニーズに対応した教育訓練プログラムが十分に供給されているとは言えず、教育訓練プログラムの開発を促進するため、国として一層支援していくことが求められている。
- そこで、新規かつ実践的で雇用対策として効果的で必要性の高い教育訓練プログラムの開発・実証を、専門的な知見等を有する者(学会、業界団体、大学、専門学校、民間事業者等)に委託する事業を実施する。
- 開発・実証するプログラムは、以下のものとする。
  - ・ キャリアアップやキャリアチェンジを目指す労働者を対象とし、最新かつ実践的な知識・技術の習得に資するもの
  - ・ 教育訓練給付や人材開発支援助成金の対象講座としても活用できるもの
- 事業期間(委託期間)は1年間及び2年間とし、集中的に取り組む。

## 事業の内容

募集要件等：以下の要件に該当することを審査の上、教育訓練のプログラム開発・実証を委託する。

- ① 新規性・実践性を伴った教育訓練プログラムの開発を行うこと
- ② ニーズがある教育訓練プログラムの開発を行うこと
- ③ 事業終了後、可能な限り開発した教育訓練プログラムを継続して実施すること

開発する分野：AI、IoT、製造、農業技術、建設、福祉分野、情報通信等

開発する数：25コース

1年間で開発5コース(訓練時間30時間以上、実施期間は1年以内)

2年間で開発20コース(訓練時間120時間以上、実施期間は1年以内)

